

人事制度の修正について

**4月11日、本部は提案を受けました。
今後、「申」を提出し交渉を進めていきます。
内容につきましては、別紙を参照願います。**

高年齢者雇用安定法の改正により、企業に対し65歳までの雇用義務が課せられている中で、2023年度からは公務員の定年年齢が段階的に引き上げられた。この流れを受け、民間企業においても2031年以降に65歳定年が法制化される見通しとなる。また、2025年度からは高年齢雇用継続給付金の給付額が縮小するなど、61歳以降の社員の生活保障の観点からも、定年年齢延長を早期に実施したい。

これに加え、プロフェッショナル職群では昇格昇級に長い期間を要しており、社員のモチベーションの低下がみられるとの声があがっていることを受け、上位等級までの距離を刻み、目標を明確化することで、等級基準に定義される役割を発揮している社員が早く上位等級に上げられる制度へ変えるとともに、昇給の仕組みを見直し、社員の昇職意識のさらなる向上を図る。